

一般社団法人 行田地区労働基準協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人行田地区労働基準協会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所を埼玉県行田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、健全な団体として、労働基準法、労働安全衛生法、関係法令等の知識の普及啓発に努め、労働環境の整備改善、産業安全衛生活動の意識の高揚を図り、労働災害防止活動及び健康の保持増進活動を促進し、もって労働行政の円滑な執行に寄与するとともに、会員企業と地域産業の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令の知識の普及啓発に関する事業
 - (2) 産業安全衛生活動の意識の高揚に関する事業
 - (3) 労働災害防止及び健康の保持増進に関する事業
 - (4) 労働安全衛生法等の関係法令に基づく、教育講習及び登録教習に関する事業
 - (5) 労務管理水準の向上及び労務管理活動の支援に関する事業
 - (6) 会員企業の資質の向上と交流に関する事業
 - (7) 事業活動の推進にともなう広報に関する事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、行田市、鴻巣市(旧川里町のみ)、羽生市、加須市において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所又は個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(入会及び会員の資格)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、理事会が定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 会員は、本会の事業活動に参加する権利と義務を有し、この定款及び諸規則に従った行動をする義務を負う。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、理事会で定めた退会手続きにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 督促に係わらず1年以上会費の支払い義務を履行しなかったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既納の会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類及び構成)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は、定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した正会員の中から総会で選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 本会には次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、副会長は支部長を兼務することができる。

- 3 理事のうち2名以内を部会長、3名以内を支部長とし、この5名以内を常任理事とする。

- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、部会長及び支部長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員選任の制限)

第23条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他次の各号に掲げる特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事と三親等内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(6) 第3号から第5号までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は、三親等内の親族

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長及び常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務執行理事として業務を分担執行する。

- 4 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度ごと、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産並びに会計の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に満たなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事が、この会の役員としてふさわしくない行為があった場合、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更並びに廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、部会長、支部長の選任又は解任
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(成立)

第32条 理事会は、理事の過半数が出席し成立する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、出席理事から選任する。

(議決権)

第34条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わる事ができる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 正副会長会、常任理事会、部会、支部

(正副会長会)

第37条 本会の理事会の決議により正副会長会を設置することができる。

- 2 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。
- 3 正副会長会は、役員人事その他、本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(常任理事会)

第38条 本会の理事会の決議により常任理事会を設置することができる。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、本会の運営に関する事項について協議・検討し、理事会に参考意見を表明する。
- 4 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(部会)

第39条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、部会を設置することができる。

- 2 前条の定める部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会で定める。

(支部)

第40条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により支部を設置することができる。

- 2 前条の定める支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会で定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 前1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由で解散する。

(合併)

第46条 本会は、総会の決議により、他の一般法人法上の法人と合併、当該法人への事業の全部を譲渡することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が、解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、会員その他の者に剰余金の配分を行うことができない。
- 3 会員に剰余金の配分をする総会の決議は無効とする。

第10章 事務局及び備え付け帳簿等

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長は理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会で定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 役員等に関する報酬等の支給基準
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 事業報告及び附属明細書
- (10) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
- (11) 財産目録
- (12) 監査報告書
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告)

第50条 本会の公告は、電子公告による。

第11章 補 則

(補則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第12章 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の会長は、佐藤良明とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 本会の設立の際、特例民法法人・社団法人行田地区労働基準協会の会員及び各種規則規程は、この定款の施行により移行継続して、一般社団法人行田地区労働基準協会の会員資格（会員登録）を有し、各種規則規程は効力を有するものとする。
5. 本定款は、令和 2年 5月28日改定し、施行する。